

## 物件に関する質問書・回答書

令和8年2月17日

質問に対し、以下のとおり回答いたします。

物件番号	第3号、第4号
物件所在地	須賀川市畑田字みどりが丘1番26 須賀川市畑田字みどりが丘1番51
質 問 事 項	
既存建物の用途について、いわせニュータウン建築協定上は「戸建専門住宅、事務所併用住宅、社員住宅及び店舗併用住宅」とされていますが、グループホームとして活用可能でしょうか。	

回 答 内 容	
<p>福島県において、平成21年7月1日より、戸建て住宅を活用するグループホーム等の建築基準法上の取扱いは、当該建築物が一般的な住宅の形態となっており、一定の要件(※)を満たす場合は、「住宅」として取り扱うこととしております。よって、一定の要件を満たすと認められた場合は、いわせニュータウン建築協定上も建築基準法に基づきその用途を「住宅」として取り扱いますので、グループホームとして活用が可能と見込まれます。</p> <p>(※)一定の要件の内容・手続き方法については、事前に須賀川市建築住宅課にご確認ください。</p> <p>また、いわせニュータウン建築協定以外の各種法規制等への適合については、質問者様側で関係機関にご確認ください。</p>	